

事 務 連 絡  
平成23年7月11日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

### 消防本部における除細動器の取扱いについて

消防本部が使用する除細動器については、各消防本部の定める規程及び機器の取扱説明書等に基づき適切に管理していただいているところですが、先般、大阪府下の消防本部において、「本来積載すべき除細動用パッドとは異なるパッドを積載していたため、救急車積載の半自動除細動器が使用できなかったという事案が発生した。」との報告を受けたところです。

つきましては、各消防本部における除細動器の点検時には除細動用パッドの点検も怠りなく実施するとともに、救急車内にも代替の除細動用パッドを積載するなど、救急現場において除細動器が適正な状態で使用できるよう、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対し、周知されるようお願いします。

消防庁救急企画室  
谷本・鮫島・橋口  
電話 03-5253-7529  
FAX 03-5253-7539